

トランクルーム認定証

東京都港区東新橋一丁目9番3号
日本通運株式会社
代表取締役社長 齋藤 充 殿

倉庫業法（昭和31年法律第121号）第25条の規定により、下記に掲げる
トランクルームを認定する。

記

1 トランクルームの名称及び位置

日本通運株式会社関東美術品支店 新川倉庫
東京都中央区新川1丁目9番2号

2 トランクルームの性能

定温・定湿

令和2年5月1日

関東運輸局長 吉田 晶子

